

平成 29 年 10 月 25 日

本部町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

本部町農業委員会
会長 知念 一義

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき、本部町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1 遊休農地の解消について

(1) 単年度解消目標面積 3.0ha

【目標設定の考え方】

平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間で、遊休農地を 15ha 解消することを目標とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

耕作放棄地対策事業、農地利用集積田滑化事業、農地中間管理事業の活用により解消を図る。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 単年度集積目標面積 18ha

【目標設定の考え方】

平成 37 年度末の集積率 30%（現状、7.9%）を目標とする

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

新規担い手の確保、担い手の育成、規模拡大希望者への集積を行う。

3 新規参入の促進について

(1) 単年度新規参入目標件数 4 経営体

【目標設定の考え方】

昨年度新規参入経営体に 1 を加えた件数を、新規参入促進の目標とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

引き続き、町内外からの新規参入者を積極的に受け入れする。